

公益財団法人大学セミナーハウス留学生会館運営規程

2005年 4月 1日 制定
2009年 11月 21日 改正
2010年 2月 17日 改正
2013年 11月 27日 改正
2021年 6月 2日 改正
2022年 7月 1日 改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学セミナーハウス定款（平成23年4月制定）第48条に基づき、公益財団法人大学セミナーハウス（以下「この法人」という。）が設置した公益財団法人大学セミナーハウス留学生会館（以下「会館」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(運営組織等)

第2条 会館の管理運営は、担当理事が掌理する。

2 会館に入居を認められた者（以下「入居者」という。）の生活上の諸問題について相談に応ずるとともに助言を行うため相談員をおくことができる。

(入居資格)

第3条 会館に入居できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 留学生である者。
- (2) その他担当理事が適当と認めた者

(入居の申請及び選考)

第4条 会館に入居しようとする者は、入居申請書（別紙様式第1号）に所属大学の推薦書（別紙様式第2号）を添えて担当理事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請のあったときは、担当理事の裁定により入居者を決定する。
- 3 担当理事は、入居者選考の決定結果を申請者に通知（別紙様式第3号、別紙様式第4号）するものとする。

(誓約書の提出)

第5条 前条第3項の規定により入居を承認された者は、入居する際に誓約書（別紙用紙第5号）を担当理事に提出しなければならない。

(入居の期間)

第6条 入居の期間は、2年の範囲内とする。ただし、延長を希望する者は、入居期間延長申請書（別紙様式第6号）を担当理事に提出しなければならない。

- 2 担当理事は、延長が必要であると認めた場合は、1年の範囲内で延長を承認し、通知（別紙様式第9号）しなければならない。

(費用の負担)

第7条 入居者は、別表に掲げる費用を負担しなければならない。

(既納費用の不還付)

第8条 入居者の納入した個室使用料の還付はしない。ただし、地震、災害、その他入居者の責めに帰さない事由により入居が不可能になった場合は、この限りでない。

(貸付等の禁止)

第9条 入居者は、その使用する個室を他の者に貸し付けること及び宿泊させることをしてはならない。

2 入居者は、部屋の造作、その他備え付けの備品等の現状変更を行ってはならない。
(遵守義務)

第10条 入居者は、担当理事が別に定める大学セミナーハウス留学生会館入居者心得を遵守しなければならない。

(入居承認の取消)

第11条 担当理事は、入居者が次の各号の一に該当するときは、入居の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める入居の資格を失ったとき。
- (2) 第7条に定める費用を滞納したとき。
- (3) 第9条及び10条の規定に違反したとき。
- (4) 他の入居者の迷惑となる行為をしたとき。
- (5) 施設を損傷したとき。

2 入居の承認取消しは、別紙様式第7号により通知する。

(退去)

第12条 入居者は、入居の期間が満了したときは、退去届(別紙様式第8号)を担当理事に提出し退去しなければならない。

2 前条の規定により入居の承認を取り消されたときは、速やかに退去しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 入居者が故意又は重大な過失により、会館の施設・設備、備品等を破損、滅失又はお損したときは、速やかに担当理事に届け出るとともに、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(協力会員校への貸与)

第14条 協力会員校から留学生の利用を目的として会館の個室を借り上げたい旨の申し出がある場合は、担当理事は会館運営に支障がないことを確認のうえ、別途契約により一定数の個室を当協力会員校に貸与することができる。

(庶務)

第15条 留学生会館入退去に関する事務は、宿泊事業部が所掌する。

(雑則)

第16条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

2. 理事長は第1項に関わらず、別表の改廃をすることができる。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、2010年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年11月27日から施行する。

附則

この規程は、2021年6月2日から施行する。

附則

この規程は、2022年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

協力会員（校）

種 別	単 位	金 額	納入方法
入居保証金	入居時に1回	40,000円	請求書に基づきこの法人の窓口払い (非課税)
個室使用料	1人、1室、1箇月につき	45,000円	

一般校

種 別	単 位	金 額	納入方法
入居保証金	入居時に1回	40,000円	請求書に基づきこの法人の窓口払い (非課税)
個室使用料	1人、1室、1箇月につき	50,000円	

備考

- 1 入居保証金は、退去時の個室の清掃費、未払い金等にあて、残金がある場合は返還し、不足がある場合は追加徴収する。
- 2 月の途中で入居し、又は途中で退去する者が納付する費用は、当該月の入居日数に1,500円を乗じた額とする。

別紙様式第1号（第4条第1項関係）

入 居 申 請 書

年 月 日

公益財団法人
大学セミナーハウス（担当理事） 殿

氏 名

署 名

生年月日

年齢 歳

国 籍

所 属 大学 学部

住 所

電 話

緊急時連絡先

住 所

電 話

公益財団法人大学セミナーハウスの運営する留学生会館へ下記の期間入居を希望しますので、別紙推薦書を添えて申請書します。

入居申請期間 年 月 日 ～ 年 月 日

別紙様式第2号（第4条第1項関係）

推 薦 書

年 月 日

公益財団法人
大学セミナーハウス（担当理事） 殿

推薦者 大学名

職 名

氏 名 印

担当者 所属・職名

氏 名

連絡先

下記学生が、公益財団法人大学セミナーハウスの運営する留学生会館に入居を希望しておりますので推薦いたします。なお、入居が認められた場合には、諸規則を守るよう指導いたします。

記

フガナ
学生氏名

生年月日 年 月 日生 歳 性別 男 女

在学予定期間 年 月 から 年 月

推薦理由

推薦者は、学長、学部長等、担当者は学生課長、留学生課長とします。

別紙様式第3号（第4条第2項関係）

入 居 承 認 通 知 書

年 月 日

殿

公益財団法人大学セミナーハウス
(担当理事)

年 月 日付をもって申請のあった公益財団法人大学セミナーハウス留学生会館への入居することを、下記のとおり承認します。

記

1 入居期間 年 月 日から 年 月 日

2 使用料等 個室使用料 1ヶ月 45,000円
入居保証金 40,000円

3 その他

(1) 入居を認められた者は、誓約書に写真2枚を添えて入居時にセミナー・留学生グループへ提出ください。

(2) 入居者は、「入居者心得」をよく読み、これを遵守してください。

別紙様式第3号（第4条第2項関係）

入 居 承 認 通 知 書

年 月 日

殿

公益財団法人大学セミナーハウス
(担当理事)

年 月 日付をもって申請のあった公益財団法人大学セミナーハウス留学生会館への入居することを、下記のとおり承認します。

記

1 入居期間 年 月 日から 年 月 日

2 使用料等 個室使用料 1ヶ月 50,000円
入居保証金 40,000円

3 その他

(1) 入居を認められた者は、誓約書に写真2枚を添えて入居時にセミナー・留学生グループへ提出ください。

(2) 入居者は、「入居者心得」をよく読み、これを遵守してください。

別紙様式第4号（第4条第2項関係）

入 居 不 承 認 通 知 書

年 月 日

殿

公益財団法人大学セミナーハウス
(担当理事)

年 月 日付をもって申請のあった公益財団法人大学セミナーハウス留学生会館への入居することを、下記の理由により不承認としたので通知します。

記

不承認とする理由

別紙様式第5号（第4条第1項関係）

誓 約 書

年 月 日

公益財団法人
大学セミナーハウス（担当理事） 殿

氏 名

署 名

私は、公益財団法人大学セミナーハウス留学生会館に入居の期間中（ 年 月 日
から 年 月 日）は、留学生会館入居心得及び下記事項を遵守することを誓約しま
す。

記

- 1 留学生会館運営規程に定められた個室使用料は、指定期日までに完納すること。
- 2 会館の施設・設備及び備品等を損傷または滅失したときは、理事長の指示に従い、損
害を賠償し、または原状回復すること。

別紙様式第6号（第6条1項関係）

入居期間延長申請書

年 月 日

公益財団法人

大学セミナーハウス（担当理事） 殿

カガナ

氏 名

署 名

大学名

下記とおり公益財団法人大学セミナーハウス留学生会館の入居承認期間を延長したいので申請します。

記

1 個室番号 号室

2 入居延長期間 年 月 日～ 年 月 日

3 延長申請理由

4 指導教授等の所見欄

別紙様式第7号（第11条第2項関係）

入 居 承 認 取 消 通 知 書

年 月 日

殿

公益財団法人大学セミナーハウス
(担当理事)

公益財団法人大学セミナーハウス留学生会館運営規程第11条の規定に基づき、下記のとおり留学生会館の入居を取り消したので通知します。

記

- 1 個室番号 室
- 2 退去期限 年 月 日

別紙様式第9号（第6条第2項関係）

入居期間延長承認通知書

年 月 日

殿

公益財団法人大学セミナーハウス
(担当理事)

年 月 日付をもって申請のあった公益財団法人大学セミナーハウス留学生会館への入居を延長することを、下記のとおり承認します。

記

- 1 入居期間 年 月 日から 年 月 日
- 2 使用料等 個室使用料 1ヶ月 45,000円
入居保証金 なし
- 3 その他

延長を認められた者は、「入居者心得」を遵守してください。

別紙様式第9号（第6条第2項関係）

入居期間延長承認通知書

年 月 日

殿

公益財団法人大学セミナーハウス
(担当理事)

年 月 日付をもって申請のあった公益財団法人大学セミナーハウス留学生会館への入居を延長することを、下記のとおり承認します。

記

- 1 入居期間 年 月 日から 年 月 日
- 2 使用料等 個室使用料 1ヶ月 50,000円
入居保証金 なし
- 3 その他

延長を認められた者は、「入居者心得」を遵守してください。